

# 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)開催のご案内

※本部講習会のライブ配信によるサテライト方式講習会・定員15名でゆったり受講

一般社団法人 日本ボイラ協会岐阜支部

建築物、工作物、船舶の解体又は改修工事については、規模や請負金額に関わらず、工事対象となるすべての部材等に石綿が含まれていないか工事の前に調査を行う義務があります。

2022年4月1日以降、以下の工事は労働基準監督署への報告が必要となっています。

- 1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 2 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- 3 請負金額が100万円以上の、以下の工作物の解体工事・改修工事
  - ①反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
  - ②配管設備
  - ③焼却設備
  - ④煙突
  - ⑤貯蔵設備
  - ⑥発電設備
  - ⑦変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)等 ※②④⑤は一部の適用除外規定あり

このうち1と2については、2023年10月から、建築物石綿含有建材調査者の講習を修了し試験に合格した者に事前調査を行わせることが必要になります。本講習はそのため必要な資格者養成講習です。

本講習は、協会本部の会場で開催されている講習のパワーポイントスライドの映像と講師の音声、講習会場にライブ配信して開催するサテライト方式講習会です。講義終了後は、協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。

また、本講習は、日本ボイラ協会として、建築物石綿含有建材調査者(一般)の講習機関として東京労働局に登録(登録番号石13-7)して実施するものです。

## 1. 講習日程及び会場

日時	会場	科目
※開始時刻は集合時刻を記載 2023年11月30日(木) 9:10~17:30	ワークプラザ岐阜 岐阜市鶴舞町2-6-7 ☎ 058-245-2411	①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 ③石綿含有建材の建築図面調査
2023年12月1日(金) 9:20~16:00		④現場調査の実際と留意点 ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成
2023年12月4日(月) 9:30~11:30		修了考査

※受講者の本人確認の必要上、公的機関発行の写真付き証明書(自動車免許証等)を持参してください。

2. 講習料 一般 44,330円 (内訳:受講料 39,050円 テキスト代5,280円)  
(税込み) 会員 42,350円 (内訳:受講料 39,050円 テキスト代3,300円)

3. 受講資格 別紙の「受講資格要件等一覧表」をご参照ください。

4. 修了証の交付 欠講(遅刻、早退を含む)なく講習を修了され修了考査において規定の成績を得られた方には修了証を後日簡易書留で郵送します。

5. 申込先 〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 サンケンビル2階  
(一社)日本ボイラ協会 岐阜支部 電話 058-201-1176  
FAX 058-201-1263

6. 申込方法等 下記のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ①当支部に持参(申込書と現金持参)
- ②現金書留(申込書は同封)
- ③銀行振込(申込書は郵送)

**岐阜信用金庫本店 普通預金 0013350 (一社)日本ボイラ協会岐阜支部**

※振り込み手数料はお申込者にてご負担願います。

既納の受講料等は、7日前から3営業日前までは50%、それ以降は全額のキャンセル料となります。

返金額は、キャンセル料とテキスト代と振込手数料を差し引いた額となります。

7. 定員 15名 (定員になり次第締め切ります。)

8. テキスト、受講票 支部へ直接お申込みの場合は、その際にお渡します。  
振込又は郵送の場合は、申込書の審査・受理と入金の確認後、ご指定の宛先に郵送します。

9. 再受験 修了考査が不合格の場合は、次回の日程で再受験(再受験料5,500円)が可能です。  
詳細は不合格時に送付する「受講証明書」でご案内します。

10. その他 受講申込者が7人に満たなかった場合は、開催を中止する場合があります。

ご希望講習期日 2023年11月30日・1日・4日 ( 3日間 ) ※サテライト講習

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講申込書

※氏名は戸籍のとおり楷書で正確に記入して下さい。

※旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等、併記内容が確認できる書類を添付してください。

Form with fields for name (ふりがな, 氏名), old name/alias (旧姓を使用した氏名又は通称併記の希望の有無), birth date (生年月日), residence (現住所), and mobile number (携帯番号).

●受講資格に関する実務経験証明(石綿作業主任者等の場合は不要です。)

Form for practical experience proof with sections for: ①別紙一覧表の区分番号, ②実務経験の内容, ③実務経験期間. Includes fields for date, location (所在地), business name (事業場名), and representative name (代表者職氏名).

※②は「建築に関する実務」について、その内容を具体的に記入してください。

●添付書類について

チェック欄

1 本人確認のため、運転免許証(表裏)又は健康保険証(表裏)の写しを添付してください。

2 別紙「受講資格及び必要書類一覧」を参照し、必要書類を添付してください。

●写真の添付

たて35mmよこ25mmの写真(脱帽 上三分身 無背景)2枚を右の写真貼付欄に「のりづけ」部分のみにのりづけして貼付けてください。写真の裏面に必ず氏名、撮影年月を記入して下さい。写真の1枚は修了証に添付しますので取外しできるように。写真の上からセロテープで張らないでください。

Diagram of the photo attachment area showing 'のりづけ' (glue) and '写真貼付欄' (photo attachment area).

Form for business details including: 事業場所在地 (事業場名), 申込み担当者 (所属, 氏名), and TEL.

受講料  非会員 44,330円  会員 42,350円

( 合格後の修了証の送付希望先  受講者自宅  事業場の申込み担当者 )

講習会費等の支払方法及び受講票の送付先 (入金確認後、受講票とテキストを送付します。)

(注)テキストの現地渡しを希望の方は右にチェックしてください。受講票のみ郵送します。  現地渡し希望

( 受講票・テキストの送付希望先  受講者自宅  事業場の申込み担当者 )

Table for payment methods: 入金予定日, 申込の際当支部へ持参, 現金書留による送金, 銀行振込による送金.

(一社)日本ボイラ協会岐阜支部 宛

受講資格並びに必要添付書類

別紙一覧表

資格番号	受講資格	添付が必要な証明書類	必要な事業者証明
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し ※受講日当日に原本をお持ちください。	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務歴(2年以上)の証明(受講申込書に記載)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務歴(3年以上)の証明(受講申込書に記載)
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者3に該当する者を除く。)	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務歴(4年以上)の証明(受講申込書に記載)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務歴(7年以上)の証明(受講申込書に記載)
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者		建築業務歴(11年以上)の証明(受講申込書に記載)
7	平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査の実務経験を5年以上有する者	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(表裏) ※受講日当日に原本をお持ちください。	建築物石綿含有建材調査業務歴(5年以上)の証明(受講申込書に記載)
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
12	第一種又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材調査に関し5年以上の実務経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し(表裏) ※受講日当日に原本をお持ちください。	建築物石綿含有建材調査従事歴の証明書

(注1) 建築に関する課程には、建築科、建設工学科、建築設備科、建築木材科、建築システム科、住居デザイン科、建築デザイン科、建築工学科などがあります。

(注2) 受講資格として計上したい実務経験のある会社をすでに退職している場合は、原則としてその会社の現在の責任者による証明が必要になります。